

(別紙1)

## 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所の取扱いについて

平成31年3月 富士見市高齢者福祉課

### 1 基本的な考え方

介護支援専門員は、「居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、(中略)当該利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない(富士見市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第15条第24項)」とされています。

「特に必要と認められる」理由については、これまでは窓口や電話において、口頭で報告いただいていたりましたが、今後は介護給付費適正化の観点から、届出書(兼理由書)の提出をお願いします。

### 2 特に必要と認められる代表的な事例

- ①介護保険の居宅サービスを利用しても、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等様々な理由から在宅生活が困難であり、施設入所を希望しているものの、施設に空きがないため、入所までの間にやむを得ず利用する場合。(複数個所の入所申し込みを行っていることが必要)
- ②調整しながら短期入所サービスを利用していたが、介護者などの状況変化により、想定以上の短期入所を利用したため、結果的に半数を超えてしまう場合。

### 3 届出対象及び届出時期

上記2①に該当する場合は、半数を超えてからではなく、短期入所をケアプランに位置付けた段階で、また、上記2②に該当する場合は、半数を超えることが判明した段階で、それぞれ届出てください。

なお、これまでに、口頭で報告いただいている案件についても、平成31年4月30日までに届出書の提出をお願いいたします。

### 4 その他

本届出書の提出によって、短期入所サービスの利用が確定するものではないことに注意してください。短期入所が特に必要と認められる理由が適当と認められない場合、再度のアセスメントやサービス担当者会議の実施などを行っていただきます。

また、届出書の提出以降も、これまで同様、定期的な進捗状況を報告願います。(口頭による報告も可)